

# VII. 景観

景観とは、地域の自然環境とそこに住む人々の営みとが融合しながら創り出されるものです。

本市では、歴史を重ね創られてきた高崎市らしい景観を引

継ぎ、そこに新たな魅力・価値を加え、未来へと伝えていく景観まちづくりに取り組んでいます。

## 1 景観形成事業

本市では、平成5年に「高崎市都市景観条例」を制定し、大規模建築物等の行為の届出制度やたかさき都市景観賞の表彰、都市景観重要建築物等の指定、都市景観形成地区の指定など様々な取り組みを進めてきました。

平成17年6月に「景観法」が全面施行されたことを受けて、平成18年1月に法に基づく「景観行政団体」となり、平成21年4月『高崎市景観計画』の策定と、併せて景観条例の改正を行いました。

景観計画では、地域ごとの景観形成の方針、良好な景観を創出するための行為の制限に関する事項、景観重要建造物や景観重要樹木の指定の方針などを定めています。

また、平成22年6月には、景観を形成するうえで重要な色彩についての指針となる「高崎市景観色彩ガイドライン」を策定しました。



シンフォニーロード

## 高崎市景観計画

景観法に基づき策定した、本市の景観に関するマスタープランで、本市内で建築行為等を行う際は、民間事業・公共事業とも、この景観計画に即して計画します。

## 景観計画区域内行為の届出制度

美しい魅力あるまちなみを形成するには、建築物や広告物等の個々のデザインとまちなみの調和を図っていくことが必要ですが、景観形成に大きな影響を与える大規模な建築物等については、景観計画区域内行為の届出制度により、事前に届け出ていただけます。

その際、景観計画に定める地域別景観形成の方針及び用途地域別の景観形成基準等に適合することが必要です。なお、「高崎市景観色彩ガイドライン」では景観形成基準の重要な要素となる色彩の数値基準を示しています。

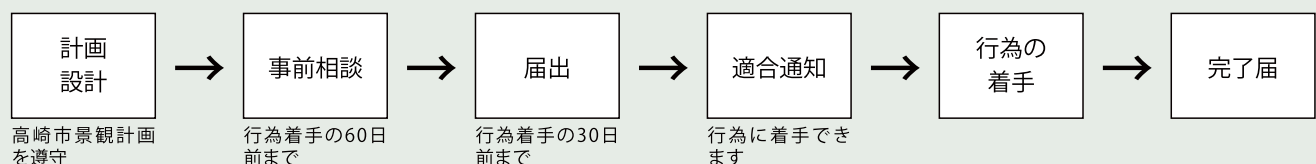


高崎市景観計画(改訂版)



高崎市景観色彩ガイドライン

## 届出の流れ



## 主な届出対象行為

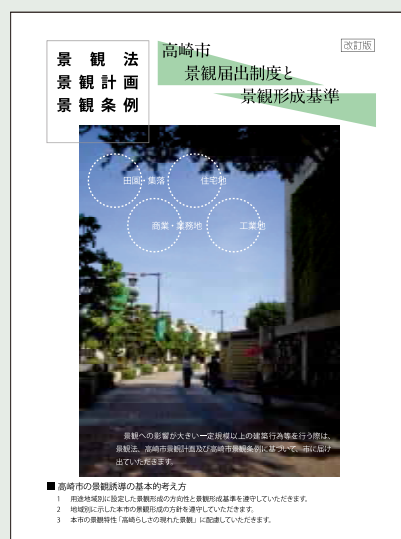
建築物	【用途地域内】 高さ 15 m又は建築面積 1,000㎡超 【用途地域外】 高さ 12 m又は建築面積 500㎡超
工作物	(さく、塀、擁壁の類) 高さ 2 mかつ長さ 50 m超 (電波塔など) 高さ 15 m超 (アスファルトプラントなど) 高さ 15 m超又は築造面積 1,000㎡超
開発行為	面積 1,000㎡超又は法面・擁壁が高さ 5 mかつ長さ 10 m超
土地の開墾、土石の採取、 鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	面積 1,000㎡超又は法面・擁壁が高さ 5 mかつ長さ 10 m超
屋外における土石、廃棄物、 再生資源その他の物件のたい積	高さ 5 m超又は面積 1,000㎡超

詳しくは届出パンフレットをご覧ください

## 景観形成基準

下記の4つの用途地域別に景観形成基準を定めます。

田園地域	用途地域の指定がない区域 (市街化調整区域、非線引き白地地域、都市計画区域外)
住宅地域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、 第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、 第二種住居地域、準住居地域
商業地域	近隣商業地域、商業地域
工業地域	準工業地域、工業地域、工業専用地域



## 代表的な景観形成基準

位置・配置	主要な眺望点からの山並みなど、自然景観への眺望を妨げない
形態・デザイン	周辺の景観資源や良好なまちなみと調和した形態意匠とする
屋外設備等	配管類、アンテナなどは、道路から見えない場所へ設置する
色彩	・周辺環境に配慮して、適切な明度・彩度の色彩を選択する ・「景観色彩ガイドライン」に基づくこと
建築物の外構	敷地際の修景緑化に努め、周辺のまちなみとの一体感や連続性に配慮する
駐車場	特に大型の駐車場は、色彩や周辺緑化に配慮し、街のうるおいを保全する
電波塔	・眺望景観の妨げにならないよう立地や高さに配慮する ・鋼管柱タイプを基本とし、すっきりとした形態意匠とする
開発行為	立地する場所の景観特性に配慮する(自然素材、法面緑化、前面植栽など)

## 景観重要建造物

地域の自然、歴史、文化などからみて、建造物の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものを法第19条第1項により景観重要建造物として指定します。

本市では、旧条例下の都市景観重要建築物等6件を、平成22年2月に改めて景観重要建造物に指定しました。

## 歴史的景観建造物

養蚕農家や町屋など、地域で長年親しまれてきた古き良き建造物を貴重な景観資源として保全し、将来の市民へ引継ぐため、高崎市景観条例に基づき、歴史的景観建造物として登録します。

## 景観重点地区

景観計画区域内で、特に良好な景観の形成を図る必要がある地区において、景観づくりの取り組みを支援するため、高崎市景観条例に基づき、景観重点地区に指定します。

景観重点地区では、住民や開発事業者などの合意形成に基づき、地区独自の基準による届出制度や景観協定の適用等で、より積極的な景観づくりを進めます。

## 地区景観推進協議会

一定の地区における良好な景観の形成を図ることを目的として、その地区の市民が自主的に設置した団体を地区景観推進協議会として認定します。

## 高崎市景観審議会

景観の形成に関する重要な事項を調査審議する附属機関として、設置しています。委員は、学識経験を有する者、市議会の議員、関係行政機関の職員、公募した市民の方で構成されています。

## 景観まちづくり意識の醸成

市民と行政とのパートナーシップを図りながら景観まちづくりを推進します。

- ・学校教育における景観教育の推進
- ・生涯学習における景観まちづくり学習・活動
- ・景観アドバイザーの活用
- ・景観表彰制度の拡充
- ・景観まちづくり団体のネットワーク化



景観重要建造物指定第1号 旧井上房一郎邸



歴史的景観建造物



駅前通り

## 2 屋外広告物規制事業

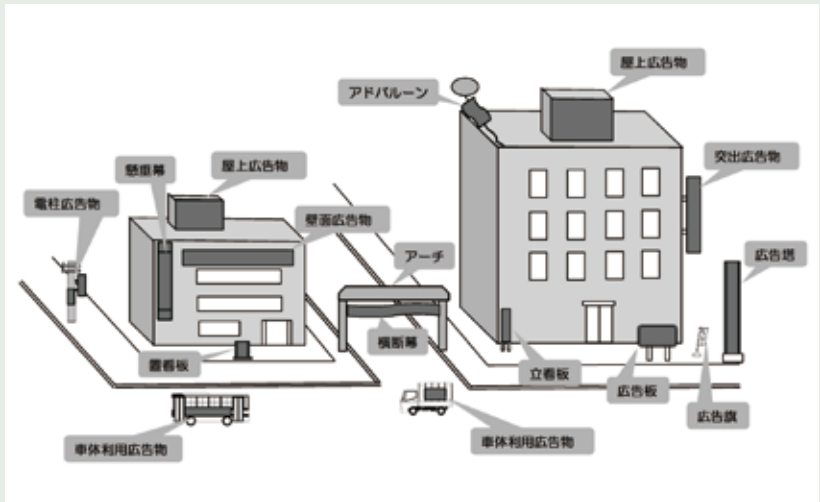
### 屋外広告物条例

屋外広告物とは、常時又は一定期間継続して、屋外で公衆に対し表示されるもので、文字だけでなく、絵、写真、シンボルマークなどの商品やサービス等をイメージさせるものを含んだ幅広い概念です。具体的には、建物の壁面や屋上に取り付けられる広告板、地面に直接建てられた広告板のほか、はり紙、はり札、立看板、のぼり旗などをいいます。

屋外広告物は、情報を伝達するだけでなく、まちを活気づける役割も果たしている反面、無秩序に表示・設置されると、景観が損なわれたり、倒壊や落下により歩行者に危害を及ぼすおそれも生じます。

本市は、平成23年4月の中核市移行に伴い、屋外広告物条例を制定しました。この条例は、こうした屋外広告物の表示に必要な規制を行うことにより、良好な景観を形成し、風致を維持するとともに、屋外広告物の表示が公衆に危害を及ぼすことのないようにすることを目的としています。

屋外広告物の種類（イメージ図）



### 屋外広告物条例と景観計画

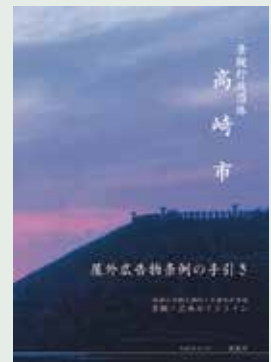
本市では、景観行政団体として景観計画に即した屋外広告物の規制誘導を図るため、屋外広告物条例においてすべての広告物が適合しなければならない許可共通基準を定めるとともに、屋外広告物の表示に際して努めるべき景観的配慮として景観計画に屋外広告物配慮事項を定めて、景観まちづくりの一環としての屋外広告物行政に取り組んでいます。

### 屋外広告物表示にあたっての地域区分

市全域を、屋外広告物を表示できない禁止地域と、市長の許可を受けて表示できる許可地域のいずれかに区分し、それぞれの地域区分及び広告物の種類に応じた許可基準を定めています。

禁止地域	良好な景観の保全を優先するため、原則として屋外広告物を表示できない地域
	一定規模未満の自家広告物や案内誘導広告物等は、表示可能（ただし、許可基準に適合していること） 住居専用地域、風致地区、特別緑地保全地区、重要文化財・史跡・名勝・天然記念物とその周囲、都市公園等 ※地域の詳細については窓口でご確認ください。
許可地域	表示に係る許可基準に適合し、市長の許可を受ければ屋外広告物を表示できる地域
	法令の規定によるものや選挙ポスター、公共広告物、小規模な自家広告物等、許可申請の不要な広告物もあります。
	第1種許可地域 良好な景観の形成並びに生活及び産業活動等の利便との調和に配慮すべき地域又は場所 市街化調整区域、非線引き白地地域、都市計画区域外、第一種住居地域、第二種住居地域
第2種許可地域 都市計画法の都市計画区域に含まれる区域で、産業活動の利便に配慮すべき地域又は場所 準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域	

詳しくは『屋外広告物条例の手引き』をご覧ください



### 屋外広告業登録制度

屋外広告業とは、法人又は個人が広告主から広告物の表示に関する工事を請け負い、屋外で公衆に表示することを「業」として行う営業をいいます。

市内で屋外広告業を営む場合には、営業所が市内にあるかどうかを問わず、市長の登録を受けることが必要です。登録の有効期間は5年です。